



人権=心のマーク

人権啓発紙

輝きびと

R3.9.1

No.
113

発行者 ● 大津市政調整部
人権・男女共同参画課
TEL 528-2791・FAX 527-6288

「ひとりにしない」という社会を目指して

同じ地球の人だけど

同じ地球の人だけど

食べ方いろいろあるんだよ

手を使ったり はしを使ったり

スプーンやフォークを使ったり

みんな同じじゃないんだよ

人それぞれでいいんだよ

同じ地球の人だけど

言葉もいろいろあるんだよ

日本語だったり 英語だったり

いろんな言葉があるんだよ

みんな同じじゃないんだよ

人それぞれでいいんだよ

だからせめちやいけないよ

人それぞれでいいからさ

瀬田東小学校 4年(当時)

高橋 由伊さん

第44回(令和2年度)

「わたしと人権」詩の部 特選作品



上田上小学校 5年(当時)

宮宇地 杏慈さん

第44回(令和2年度)

「わたしと人権」ポスターの部

特選作品

おおがや愛保育園 3歳児(当時)

十念 賛さん

第44回(令和2年度)

「わたしと人権」ポスターの部

特選作品



★みんながね 「ありがとう」「ごめんね」いい気もち

★コロナにも 負けない強い 思いやり

★みんなのね やさしさ書くよ 心の日記

★認め合おう 多様な性と 君らしさ

★ありがとう その一言が 「愛」言葉

小野小学校 2年(当時) 吉本 桜文花さん

唐崎小学校 5年(当時) 上田 心春さん

膳所小学校 3年(当時) 廣岡 洸さん

志賀中学校 2年(当時) 小林 春奈さん

唐崎中学校 2年(当時) 徳永 真末子さん

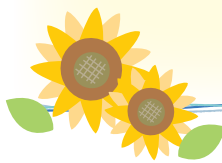
第44回(令和2年度)「わたしと人権」標語の部 特選作品

「ひとりじゃない」という社会を目指して

新型コロナウイルス感染症の影響により私たちの生活は一変し、様々な活動を自粛せざるを得なくなりました。

また、コロナ禍に限らず、自身の居場所や心の拠り所であったものを失っている方、人間関係の希薄化や孤独により苦しい気持ちを抱えておられる方もいらっしゃるかと思います。さらに、様々な要因から家庭内や地域においても人と人との関係性が失われていることもあります。

今号では、NPO法人「抱樸」(ほうぼく)の奥田知志さんに『「ひとりじゃない」という社会を目指して』というテーマで寄稿いただきました。虐待やDVをはじめとした様々な人権課題の背景には孤独や孤立化が一因にあるとも言われていることから、社会全体の問題として一人一人が考えるきっかけになりましたら幸いです。



私は大津市秋葉台の出身です。琵琶湖と家族をはじめ、温かい人々のつながりの中で育ちました。現在は北九州市に居を構え、ホームレスや生活困窮者の支援をするNPO法人「抱樸」の代表をしています。

路上に生きる人々と出会うためお弁当を持って夜の街を回り始め33年が経ちました。支援を受け路上を脱した方は3,600人になりました。「なんでもっと早く相談しなかったの」と言いたいことが少なくありません。しかし、つらい状況にある人ほど「助けて」が言えないのが現状です。だから「待つ」のではなく「出会う」、「つまり」出て行って会う「ことが大切でした。

「社会的孤立」という問題

つらい状態にある人は、二つの困窮を抱えています。路上では「豊の上で死にたい」と仰っていた人がアパートに入られます。しかし「これで安心」とはいきません。「俺の最期は『誰が』看取ってくれるだろうか」との問いが生まれます。ここには「家Ⅱハウスがない」に象徴される経済的困窮ということのみならず、「誰がⅡホームがない」に象徴される社会的孤立という問題がありました。私たちは「ハウスとホームは違う」と考えてきたのでした。

「社会的孤立」は、大変深刻な状態と言えます。OECD(経済協力開発機構)の2005年調査では、日本の孤立率(家族以外とのつながりがない率)は15.3%。これは英国の3倍、米国の5倍となっています。国は、この事態に対応するため、2月に孤独・孤立担当大臣を設置しました。

では、なぜ孤立が問題なのでしょう。第一に「自分自身からの疎外」です。人は他者との出会いを通して自分を認知します。他者性を喪失する時、私たちは自分の状態が認識できず、自分の存在意義も見失います。孤立が深刻化するほど、自分が危機的状態にあること自体が認識できない。これでは「助けて」と言うこと自体が起こらないということになります。

第二に「生きる意欲・働く意欲の低下」です。「何のために働くのか」

との問いに「自分のため」と答えるのは当然です。しかし「自分のため」を基軸とする「内発的な動機」は、常に「脆弱さ」を伴います。つまり自分が諦めた時、すべてが終わってしまうからです。これに対して「誰かのため」を基軸とする「外発的な動機」を持つ人は踏ん張ることが出来ます。「家族のため」「愛する人のため」という他者とのつながりの中で、人は「意欲」と「動機」を醸成させます。

第三に「社会的サポートとつながらない」です。いくら良い制度を創っても、それを知らない、教えてくれる人がいない、つないでくれる人がいないならば「存在しない」と同じです。結果、対処が遅れ、問題が深刻化し、意欲は一層低下します。すべてが「手遅れ状態」となり、結果、社会保障のコストも増大します。

自助・共助・公助の関係性

孤立を促進させた原因の一つに「自己責任論」があります。「自分自身の責任を負うこと」、あるいは「負えること」はとても大切です。しかし、現在しばしば耳にする「自己責任」という言い方は「周囲が助けがないための理由」として用いられているように思います。「まずは自助、ダメなら共助（周囲の助け）、最後は公助」と言われますが、これは間違っていると私は考えます。自助が本当に発揮されるためには「周りも全力であなたを支えます。国もあなたを応援します。だから、あなた自身もがんばってください」という体制が必要です。先の言葉のように、自分がダメになったら周囲に頼り、自分も周囲もダメになったら国に頼るという考え方は、国にたどり着いた時には「もはや手遅れ」という事態になりかねません。自助は、共助と公助が並行して存在する時に本当の力を発揮します。

地域共生社会の役割について

かつて「つながり」は、主に「家族」において担われてきました。しかし、単身化が進み、家族の力が落ちてきた現状においては、すべてを「身内の責任」に押し付けることは出来ません。例えば80歳の親に50歳のひきこもりの子どもがいる、いわゆる「8050問題」は、「身内の責任」にのみ押し付けてきた現在の社会の象徴的な風景だと言えます。これまで「身内（家族）」に押し付けてきたことを、いかにして地域が担えるか。「家族機能の社会化」が今後の地域共生社会の大きな役割だと私は思っています。



プロフィール



奥田 知志（おくだともし）

NPO法人「抱樸」理事長
東八幡キリスト教会牧師
1963年滋賀県大津市生まれ。関西学院
大学大学院修士課程、西南学院大学神学部
専攻科をそれぞれ卒業。

九州大学大学院博士課程後期単位取得。1990年、東八幡キリスト教会牧師として赴任。同時に、学生時代から大阪で始めた「ホームレス支援」に北九州でも参加。事務局長等を経て、北九州ホームレス支援機構（現抱樸）の理事長に就任。これまでに3,640人（2021年3月現在）以上のホームレスの人々の自立を支援。



『私と小鳥と鈴と』

私が両手をひろげても、お空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥は私のやうに、地面を速くは走れない。

私がからだをゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴は私のやうにたくさんな唄

は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい。

この詩は詩人金子みすゞさんの作品『私と小鳥と鈴と』です。

「人権を守る大津市民の会」発行の『わたしと人権』の作品の中にも、金子みすゞさんのこの詩に込められた思いと同じように、人々のちがいを尊重し大切にしたい詩や作文、標語、ポスターがたくさんあります。人権を考

えるとき、お互いのちがいを認め合い、尊重することはとても大切なことです。最近、多様性という言葉をよく見聞きします。セクハラ、DVなどの人権侵害、子どもへの虐待や体罰、いじめ等、高齢者や障がいのある人への差別や偏見、インターネットによる人権侵害、さらにはLGBTQや外国人の人権等々、さまざまな人権課題を考

えるとき、お互いのちがいを認め、思いやり、リスペクト（尊敬する）することはすごく大切だと思います。コロナ禍の中、さまざまな人権に関する課題が浮き彫りになってきました。コロナ感染への不安、自粛によるストレス、誹謗、中傷、偏見等々、人々の暮らしや心にも影響を及ぼしています。こんな時こそ、金子みすゞさんの詩に込められた思いを大切にしていきたいものです。

ご意見やご感想は
〒520-0047 (天津市浜大津四丁目1-1) 明日都浜大津1階
大津市政策調整部人権・男女共同参画課
TEL 077-528-2791 FAX 077-528-2791

あながき
今号は、人との繋がりが社会的な孤立という大きなテーマを特集させていただきました。
特集の中で触れられていた「社会的孤立」は年齢や家族構成に関わらず、誰もがなり得ることであり、社会全体の問題として捉えていくことが大切であると思います。
「家族機能の社会化」を実現させる上で、custom風で述べられている様々な人権課題に対し自ら考えること、ひいては多様性を尊重し合うことは、一人一人の人権意識の高揚のみならず、人々の暮らしにも影響し、他者との繋がりを生み出すきっかけになるのではないのでしょうか。

第53回 「人権を考える大津市民のつどい」について

大津市では「人権を考える大津市民のつどい」が半世紀を越えて取り組まれ、毎年多くの方にご参加いただきましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、開催時期や方法等について各ブロックで検討していただいているところです。詳細が決まりましたら、「広報おおつ」や大津市ホームページにてお知らせさせていただきます予定となっております。

今後も「人権尊重を基盤とした個性と魅力あふれるまちづくり」の実現に向けて、人権の大切さを共に学び、高め合う素晴らしい機会となるよう、取り組んでいきたいと考えています。

※「つどい」についてのお問合せ及び日時・会場等の詳細につきましては、**人権を考える大津市民のつどい事務局（生涯学習課内）** TEL528-2635へお問い合わせいただくか、「広報おおつ」または大津市ホームページをご覧ください。

～人権に関する相談窓口のご案内～

大津市、大津地方法務局等では皆さんからの人権に関わる相談窓口を設けています。一人で悩まず、まずはご相談ください。

お電話による人権相談窓口

「みんなの人権110番」

※最寄の法務局に繋がり、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

電話番号：0570-003-110

受付時間：平日 8時30分から17時15分まで

「人権擁護委員による相談」

※大津市 人権・男女共同参画課に繋がります。

電話番号：077-528-2791

受付時間：第1火曜日(祝日、年始を除く)
13時から15時30分まで

面談による人権相談窓口

「人権擁護委員による相談」

※ご予約は不要です。

受付時間：第3火曜日(祝日を除く)

13時から15時30分まで

第5火曜日(祝日、年末を除く)

10時から11時30分まで

相談場所：大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階

大津市 人権・男女共同参画課 相談室

お問い合わせ：077-528-2791(大津市 人権・男女共同参画課)

※人権擁護委員はその職務について法務大臣から委嘱された方々で、地域で様々な人権擁護活動に取り組まれておられます。また、大津市には、皆様の身近な人権に関わる相談者として、大津市長から委嘱を受けた人権擁護推進員がいらっしゃいます。

人権擁護推進員への相談をご希望される場合は
大津市 人権・男女共同参画課
(077-528-2791) までお問い合わせください。